

平成 21 年 4 月 30 日

金融庁検査局総務課 御中

全 国 銀 行 協 会

利益相反管理態勢の整備等に関する検査マニュアルの一部改定（案）に対する
意見等の提出について

今般、当協会では、平成 21 年 3 月 31 日付で公表された標記改定案に対する
意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申
しあげます。

以 上

項番	該当箇所	意見	理由等
1	金融検査マニュアル (預金等受入金融機関に係る検査マニュアル) 顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト (以下、同) I. 【検証ポイント】⑤ I. 1. ②(i) III. 7. ①	保護対象となる顧客が、法令上の「金融機関等の銀行関連業務の顧客」に限定されていないが、これは、保護すべき顧客については、業務内容・規模・特性等を踏まえて各金融機関が対象顧客を判断するものであるため、限定されていないとの理解でよいか。また、本マニュアルが「法令の上乗せ」を求めているものではないか、確認したい。	明確化のため。
2	I. 2. ② II. 5.	主要行等向けの総合的な監督指針V-5-2(3)①「利益相反管理統括部署」および金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-1-3(4)①「利益相反管理統括者」については、当該監督指針の一部改正に対するパブリックコメントの結果において、「利益相反管理統括者＝利益相反管理統括部署」とすることも問題はないとの見解が示されている。一方、検査マニュアルの一部改定案では、別途、「利益相反管理責任者」「利益相反管理担当部門」「利益相反管理担当者」といった概念が示されているが、「利益相反管理責任者」「利益相反管理担当部門」「利益相反管理担当者」の名称を用いた体制整備(指名手続等)が求められるものではなく、そのような機能を有すればよいとの理解でよいか。すなわち、各金融機関において、どの部門あるいは誰が「利益相反管理責任者」「利益相反管理担当部門」「利益相反管理担当者」に該当する機能を担っているか明確になっており、合理的に説明可能な体制であればよいという理解でよいか。	明確化のため。
3	II. 5. (1)①(ii)	「利益相反管理規程」の名称や階層構造については、一義的に定められるものではなく、各金融機関の業務内容・規模・特性等に応じ、各金融機関において取り決めることが許容されるとの理解でよいか。	明確化のため。
4	II. 5. (1)①(iii)	「利益相反管理規程」の承認主体については、「取締役会等」とあることから、「取締役会」であることが一義的に求められるものではなく、各規範に応じ、適切な決定プロセスを経て決定されていれば問題ないとの理解でよいか。	明確化のため。
5	II. 5. (1)②	「利益相反管理のために必要な情報の集約に関する取決め」とあるが、利益相反管理統括部署に個々の取引情報のすべてが集約されていることが求められるものではなく、取引情報の所在を把握し、いつでも情報を集約できる状態であればよいとの理解でよいか。	明確化のため。

6	II. 5. (2)①(i)	<p>・「営業部門からの独立性確保」とは、実際の事案において、営業部門の意向を過度に優先して利益相反管理にかかる判断がゆがめられることがないように求められるものであり、意思決定のプロセスにおける営業部門の関与を一切否定しているものではないとの理解でよいか。</p> <p>・利益相反管理の実務として、複数の取引の間で利益相反関係があることが判明した場合、適切な管理を行うべく、情報遮断、取引条件・方法の変更または中止、顧客への開示等の方法からの選択または組み合わせ等により、具体的な対応を検討・策定・実施することとなるが、個々の事案における具体的な対応としては、情報遮断または取引の中止のどちらを選択しても問題ない場合等、一定の範囲から具体的な対応を検討・判断することが多いと考えられる。一定の範囲から具体的な対応を検討・判断するにあたっては、利益相反管理統括部署の一定の関与を前提として、顧客とのリレーションシップやレピュテーションリスクの管理上、ビジネス判断に基づく対応が不可欠であり、ビジネス部門に属する一定の役職員の関与は否定されないとの理解でよいか。また、態勢整備にあたって、下記の監督指針のパブコメへの回答等を踏まえて対応することで問題ないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○改正金商法に関する「金商業者等向けの総合的な監督指針の一部改正」として、H21.1.30に公表された「提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」のP17の最上段部分コメントおよび貴庁の考え方</p> <p>コメント概要:「・・・利益相反管理についてはレピュテーション・リスクの視点等に基づくビジネス判断に基づく対応も不可分であるため、営業を統括する者等による利益相反管理業務への関与も可能であることを明確にするべきではないか。」</p> <p>貴庁の考え方:「・・・必ずしも営業部門の責任者が利益相反管理に関与することが否定されるものではないと考えられます。」</p> </div>	明確化のため。
---	----------------	---	---------